

和歌山市物品等調達業者選定委員会要綱

(設置)

第1条 和歌山市が行う物品の調達（物品の製造又は修理の請負及び不用品の売払いを含む。以下同じ。）及び役務（建設工事に係る調査、測量、設計、監理等に関するものを除く。）の調達（以下「物品等の調達」という。）に係る事務の公正かつ適正な運営を図るため、和歌山市物品等調達業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支出負担行為予定額が1件20,000,000円以上の物品の調達及び1件150,000,000円以上の役務の調達に係る指名競争入札に参加させようとする者の適格性について審議すること。
- (2) 支出負担行為予定額が1件20,000,000円以上の物品の調達及び1件150,000,000円以上の役務の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格について審議すること。
- (3) 役務の調達について、プロポーザル（同要綱第2条第2項に規定するプロポーザルをいう。）を実施することの適否について審議すること。
- (4) 物品等の調達に係る指名競争入札への指名の停止及び停止の期間について審議すること。
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、財政局長、財政部長、財政課長及び調達課長をもって組織する。

- 2 委員長は財政局長、副委員長は財政部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。この場合において、臨時委員は、委員長が指名する。

(会議)

第4条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第5条 緊急を要する事案又は内容の軽易な事案については、委員長及び副委員長の決議をもって審議に代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政部調達課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 和歌山市物品購入業者選定委員会要綱（平成5年5月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。